

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月5日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第2号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号を次のように改める。

- (1) クリーンセンター 機械炉の操作業務若しくは保守管理業務に従事する職員又は持込ごみ受入業務に従事する職員（12月18日から翌年1月14日までの期間に当該業務に従事する者に限る。）

第2条第4項第3号中「（分場を含む。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (4) 土木事務所 全員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（条例第3条第2項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができる職員の特例）

2 この規則の施行の日から令和3年5月30日までの間における第2条第4項第1号の規定の適用については、同号中「12月18日から翌年1月14日まで」とあるのは、「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（令和3年2月5日人事委規則第2号）の施行の日から令和3年5月30日まで及び12月18日から翌年1月14日まで」とする。

（人事委員会事務局）